

(証券コード6772)
平成28年6月6日

株 主 各 位

神奈川県座間市相武台二丁目12番1号
東京コスモス電機株式会社
代表取締役社長 高橋 秀実

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時30分
2. 場所 神奈川県座間市緑ヶ丘1丁目1番2号
ハーモニーホール座間 2階大会議室
3. 株主総会の目的である事項
報告事項
 1. 第59期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
 2. 第59期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。)

以 上

~~~~~  
(お知らせ)

- 1.株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tocos-j.co.jp>)に掲載させていただきます。
- 2.本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきまして、法令及び当社定款15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tocos-j.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

# 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 1. 業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、一進一退の動きが続きました。個人消費は一部に持ち直しの兆しが見られたものの、消費者マインドの悪化から総じて底這い圏で推移しました。設備投資は好調な企業業績を背景に穏やかに回復しているものの力強さに欠け、鉱工業生産も新興国需要の減速を背景に弱めの動きが続きました。米国では期前半、個人消費や住宅投資を中心に拡大傾向が見られたものの、ドル高や原油安が成長鈍化要因となりました。欧州では金融緩和政策などにより穏やかな回復が見られましたが、これまで世界経済を牽引してきた中国・アジアなど新興国においては経済成長が鈍化傾向となりました。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、内需が弱めの動きで推移し、外需も第3四半期以降、欧米を除き中国・アジアなどにおいて、これまで好調であった通信、情報、輸送用機器や産業機器向けなどの市場に減速感が見られました。

このような情勢下、当社グループは新製品の開発や時代のニーズに即した製品の提供につとめ、営業活動を強化してまいりました。非接触センサやコードスイッチ、トリマポテンショメータなどで需要を創出することができましたが、主力の接触式車載用センサの売上減少が響いたこと、また第3四半期以降、中国等新興国景気減速の影響を受け、サーバー用電源向け可変抵抗器等が減少したこと、さらには期末の円高の影響から、当連結会計年度の売上高は7,159百万円（前期比6.7%減）となりました。

利益面につきましては、主力製品の減収に加え、海外人件費や減価償却費の増加、さらには新製品の大型受注に伴う研究開発費や設備投資、新工場立上げ費等のコスト負担により、営業損失100百万円（前期は178百万円の利益）、また為替差損の発生により経常損失は30百万円（前期は236百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は、退職給付制度移行損（退職給付に係る負債の増額）140百万円や中国関係会社における社会保険料追加負担金25百万円、ワイヤレス事業の再編に伴う事業整理損55百万円等を特別損失に計上したことを主因に217百万円（前期は67百万円の利益）となりました。なお、前期の営業利益については、作業くず売却益を売上原価に組替えたことにより、78百万円増加し、組替後の金額が178百万円となりました。

当期の1株当たり配当金につきましては、3円の予定であります。利益剰余金が1,622百万円あること、次期以後の中期計画等を勘案したものであります。

## (2) セグメント別売上状況

当連結会計年度の業績をセグメント別に報告いたします。

セグメント別売上金額

| セグメント   | 第58期<br>(前連結会計年度)<br>(平成27年3月期) |       | 第59期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |       | 前期比<br>増減率 |
|---------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|------------|
|         | 売上高                             | 構成比   | 売上高                             | 構成比   |            |
|         | 百万円                             | %     | 百万円                             | %     | %          |
| 可変抵抗器   | 3,783                           | 49.3  | 3,630                           | 50.7  | △4.0       |
| 車載用電装部品 | 3,403                           | 44.4  | 3,105                           | 43.4  | △8.7       |
| その他     | 483                             | 6.3   | 423                             | 5.9   | △12.5      |
| 合計      | 7,670                           | 100.0 | 7,159                           | 100.0 | △6.7       |

### ○可変抵抗器

可変抵抗器は、中国・台湾等の景気減速の影響で需要が低迷したことや第2四半期まで好調であった無線機向けコードスイッチや応用スイッチを搭載した可変抵抗器の需要が平準化したこと、さらには期末の円高要因が加わりセグメント売上高は3,630百万円(前期比4.0%減)となりました。セグメント利益(営業利益)は、設備増強に伴うコストや海外生産コストの上昇、円高の影響により365百万円(前期比40.3%減)となりました。

### ○車載用電装部品

車載用電装部品は、非接触センサは好調であったものの主力の接触式センサが東南アジアや北米向けで生産調整があったこと、また面状発熱体も一段落したことから、売上高は3,105百万円(前期比8.7%減)となりました。また、原材料費増加に加え大型受注に伴う新製品開発コスト負担が重く、セグメント損失(営業損失)は15百万円(前期は6百万円の損失)となりました。

### ○その他

平成27年10月、ワイヤレス事業の再編に伴いTWE無線モジュールの販売を終了したことから、その他部門は423百万円(前期比12.5%減)、減収の影響でセグメント利益は20百万円(前期比44.7%減)となりました。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は952百万円であり、主な設備投資の状況は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 可変抵抗器関連   | 326百万円 |
| 車載用電装部品関連 | 598百万円 |
| その他       | 27百万円  |

#### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度における上記設備投資の資金は、自己資金および借入金により賅っております。

#### (5) 対処すべき課題

当社は平成28年3月、「Endeavor to the next 2018（未来への挑戦）」のスローガンの下、下記の中期経営計画を策定し、持続的な会社の発展に取り組んでいます。

##### ① 営業戦略

市場が拡大している地域、中でもアジアにおけるネットワークの充実と営業基盤の強化を図ってまいります。また、ITを駆使した営業の展開により、市場との接点を増加するとともに顧客ニーズを迅速かつ柔軟に取り込んでまいります。重点項目として、非接触角度センサ・運転支援システム用ヒーター・非接触エンコーダー・ナノテクノロジーを掲げ、その周辺項目に領域を拡大してまいります。そして、最終年度の平成30年には、売上高に対する新製品比率を25%以上とする計画です。

##### ② 成長戦略

会社が持続的な成長を続けるために、積極的かつ効果的な設備投資や研究開発を行ってまいります。具体的な設備投資としては平成28年度、福島県白河市と中国広州市に新工場を稼働させ、車載用電装品などの新しい需要を取り込んでまいります。また、会津コスモス電機・中津コスモス電機・中国番禺工場においてもラインの増強や省力化投資により競争力を高めてまいります。研究開発は、非接触通信などの新分野の開拓を図ってまいります。

##### ③ 人事戦略

企業は人との認識の下、技術者を増強し人材教育を強化してまいります。また、働く意欲を高め、より活力のある会社をめざして、人事制度改革に取り組んでまいります。より筋肉質の会社とするために、ITを活用した業務の効率化と情報の共有化を進化させてまいります。

以上の戦略により最終年度の平成30年、売上高90億円、営業利益3億5千万円と計画しています。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援と、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

| 区 分                             | 単<br>位 | 第56期       | 第57期       | 第58期       | 第59期                    |
|---------------------------------|--------|------------|------------|------------|-------------------------|
|                                 |        | (平成25年3月期) | (平成26年3月期) | (平成27年3月期) | (当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
| 売 上 高                           | 百万円    | 7,122      | 7,525      | 7,670      | 7,159                   |
| 経常利益又は経常損失(△)                   | 百万円    | 498        | 544        | 236        | △30                     |
| 親会社で帰属する当期純利益又は親会社に帰属する当期純損失(△) | 百万円    | 334        | 363        | 67         | △217                    |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)            | 円      | 21.29      | 23.15      | 4.31       | △13.84                  |
| 総 資 産                           | 百万円    | 8,948      | 8,777      | 8,700      | 9,393                   |
| 純 資 産                           | 百万円    | 3,528      | 3,807      | 3,924      | 3,462                   |
| 1株当たり純資産額                       | 円      | 224.39     | 242.68     | 250.22     | 220.83                  |

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
3. 第56期は、世界経済の減速、円高による価格競争の激化に加え、中国国内での日本製自動車不買運動の影響を大きく受けた結果、売上が減少しましたが、資産の有効活用並びに固定費削減により増益となりました。
4. 第57期は、円高修正を背景に変圧抵抗器の海外売上が増加したこと、車載用電装部品の売上げも第2四半期以降回復したことによる売上増により増益となりました。
5. 第58期は、売上は車載用電装部品等は伸び悩みましたが、変圧抵抗器は円安効果を背景にアジア向けが好調に推移し前期とほぼ同じですが、棚卸資産の見直しや人件費等の増加により減益となりました。
6. 当連結会計年度の状況につきましては、3頁の「企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                   | 単 位 | 第56期<br>(平成25年 3月期) | 第57期<br>(平成26年 3月期) | 第58期<br>(平成27年 3月期) | 第59期(当期)<br>(平成28年 3月期) |
|-----------------------|-----|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 売 上 高                 | 百万円 | 6,740               | 7,016               | 6,976               | 6,736                   |
| 経常利益又は経常損失 (△)        | 百万円 | 374                 | 224                 | 35                  | △52                     |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)      | 百万円 | 303                 | 195                 | 97                  | △165                    |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) | 円   | 19.36               | 12.46               | 6.23                | △10.52                  |
| 総 資 産                 | 百万円 | 7,632               | 7,198               | 7,016               | 7,489                   |
| 純 資 産                 | 百万円 | 2,808               | 2,949               | 3,042               | 2,758                   |
| 1株当たり純資産額             | 円   | 178.91              | 188.02              | 194.00              | 175.94                  |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております

- 第56期は、欧州の債務危機や尖閣諸島問題に端を発する中国国内の不買運動の影響により減収となりましたが、製販一体経営の促進による効率化、固定費並びに変動費の削減効果と連結子会社からの受取配当金により増益となりました。
- 第57期は、可変抵抗器が円高修正を背景に海外売上が寄与したこと、車載用電装部品も市場が回復したことから、増収となりましたが、人件費の増加や新製品の開発コストさらには、第4四半期の円高の影響もあり、経常利益は実質横ばいに止まりました。なお、関係会社配当金は150百万円減少しています。
- 第58期は、車載用電装部品や混成集積回路が伸び悩みましたが、可変抵抗器は円安効果を背景にアジア向けが好調であったことに加え、電源や無線機向け、自動車用などで需要を創出することができ、売上高は前期とほぼ同じとなりました。しかし、たな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げにおける見積もりを見直し、たな卸資産評価損を追加的に売上原価に計上したこと、また給与カットの解消や退職給付費用の増加等で人件費が増加したことや大口取引先の在庫調整の影響で生産調整を行ったことにより減益となりました。
- 第59期（当期）は、非接触センサやコードスイッチ、トリマポテンシオメータなどで需要を創出することができましたが、主力の接触式車載用センサの売上減少が響いたこと、また第3四半期以降、中国等新興国景気減速の影響を受け、サーバー用電源向け可変抵抗器等が減少したこと、さらには期末の円高の影響から、減収となりました。また主力製品の減収に加え、海外人件費や減価償却費の増加、さらには新製品の大型受注に伴う研究開発費や設備投資、新工場立上げ費等のコスト負担の発生、特別損失に退職給付制度移行損や事業整理損を計上したことにより減益となりました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資本金               | 出資比率  | 主要な事業内容                |
|-----------------------|-------------------|-------|------------------------|
|                       | 百万円               | %     |                        |
| 会 津 コ ス モ ス 電 機 (株)   | 192               | 99.9  | 車載用電装センサ、面状発熱体製造       |
| 白 河 コ ス モ ス 電 機 (株)   | 60                | 100.0 | 車載用電装センサ製造             |
| 中 津 コ ス モ ス 電 機 (株)   | 12.5              | 100.0 | 半固定抵抗器、車載用電装センサ製造      |
| 台湾東高志電機股份有限公司         | 25,000<br>(千NT\$) | 100.0 | 可変抵抗器、半固定抵抗器販売         |
| ト ー コ ス ア メ リ カ (株)   | 300<br>(千US\$)    | 100.0 | 可変抵抗器、半固定抵抗器販売         |
| 東 高 志 ( 香 港 ) 有 限 公 司 | 800<br>(千HK\$)    | 100.0 | 可変抵抗器、半固定抵抗器製造         |
| 煙台科思摩思電機有限公司          | 150               | 100.0 | 車載用電装センサ、面状発熱体製造       |
| 煙台科思摩思貿易有限公司          | 10                | 100.0 | 車載用電装センサ、面状発熱体、可変抵抗器販売 |
| 広州東高志電子有限公司           | 3,200<br>(千US\$)  | 100.0 | 車載用電装センサ               |

(注) 平成27年10月1日付けで当社を存続会社とする吸収合併方式で、コスモス興産(株)は解散いたしました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は、輸送用機器、通信機、電子機器、電気器具並びに光学機器の部品及び部分品の製造販売並びにこれに付帯する事業であります。

当社グループの主要製品をセグメント別に分類すれば次のとおりであります。

| セグメント         | 主 な 製 品 名                         | 主 な 用 途                                                     |
|---------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 可 変 抵 抗 器     | 可変抵抗器及び半固定抵抗器                     | 各種通信機、計測器、無線機器、制御機器、OA機器、放送・通信機器、AV機器、ディスプレイ、ゲーム機、太陽光発電、カメラ |
| 車 載 用 電 装 部 品 | 車載用電装センサ、面状発熱体                    | ポジションセンサ、トルクセンサ、角度センサ、自動車用サイドミラー                            |
| そ の 他         | 回路基板、ディップスイッチ、抵抗器、光電変換素子、トリマキャパシタ | デジタル制御機器、入力装置、表示装置、音響機器、移動体通信機器、建設機械、電力監視機器、温度監視機器          |



(9) 企業集団の主要拠点

当社本社 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

① 営業拠点

| 名 称                 | 所 在 地     |
|---------------------|-----------|
| 本 社                 | 神奈川県座間市   |
| 神 田 営 業 所           | 東京都千代田区   |
| 大 阪 営 業 所           | 大阪府大阪市    |
| 名 古 屋 営 業 所         | 愛知県名古屋市   |
| 水 戸 営 業 所           | 茨城県ひたちなか市 |
| 高 崎 営 業 所           | 群馬県高崎市    |
| 九 州 営 業 所           | 大分県中津市    |
| 台湾東高志電機股份有限公司       | 台湾 台北市    |
| ト ー コ ス ア メ リ カ (株) | 米国 イリノイ州  |
| 煙台科思摩思貿易有限公司        | 中国 山東省煙台市 |

② 生産拠点

| 名 称                                    | 所 在 地     |
|----------------------------------------|-----------|
| 本 社                                    | 神奈川県座間市   |
| 会 津 コ ス モ ス 電 機 (株)                    | 福島県会津若松市  |
| 白 河 コ ス モ ス 電 機 (株)                    | 福島県白河市    |
| 中 津 コ ス モ ス 電 機 (株)                    | 大分県中津市    |
| 東 高 志 ( 香 港 ) 有 限 公 司<br>(中 国 番 禺 工 場) | 中国 広東省広州市 |
| 煙台科思摩思電機有限公司                           | 中国 山東省煙台市 |

なお、広州東高志電子有限公司は開業準備中です。

## (10) 従業員の状況

| 区 分            | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比<br>増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|----------------|---------|-----------------|---------|--------|
| 男 子            | 408 名   | 15名減            | 42.4 歳  | 15.6 年 |
| 女 子            | 490 名   | 20名減            | 33.3 歳  | 7.1 年  |
| 合 計 又 は<br>平 均 | 898 名   | 35名減            | 37.4 歳  | 11.1 年 |

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。  
2. 上記従業員の他に29名のパートタイマーがおります。  
3. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

## (11) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                   | 借 入 残 高 |
|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 559     |
| 株 式 会 社 リ そ な 銀 行       | 530     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行 | 470     |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 338     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 325     |

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成28年5月16日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、平成28年6月24日開催の第59回定期株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨を決議しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 42,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 15,678,390株 (自己株式 134,110株を除く)  
(3) 株 主 数 3,109名 (前期末比 111名増)  
(4) 大株主の状況 (上位10名)

| 株 主 名                     | 持 株 数 | 持株比率 |
|---------------------------|-------|------|
|                           | 千株    | %    |
| コ ス モ ス 取 引 先 持 株 会       | 721   | 4.60 |
| 三 菱 商 事 株 式 会 社           | 690   | 4.40 |
| セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社     | 476   | 3.03 |
| 清 水 利 夫                   | 467   | 2.97 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 432   | 2.75 |
| 株 式 会 社 岡 三 証 券 グ ル ー プ   | 400   | 2.55 |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社           | 277   | 1.76 |
| コ ス モ ス 持 株 会             | 226   | 1.44 |
| 丸 庸 夫                     | 217   | 1.38 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 216   | 1.37 |

(注) 持株比率は自己株式 (134,110株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月末現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況     |
|---------|---------|------------------|
| 代表取締役社長 | 高 橋 秀 実 | 管理本部長            |
| 代表取締役常務 | 猪 瀬 好 則 | 生産本部長            |
| 取 締 役   | 村 上 博 治 | 生産本部副本部長         |
| 取 締 役   | 伊 東 博 之 | 営業本部長            |
| 取 締 役   | 小 野 正 典 | 東京リバルテ法律事務所パートナー |
| 監 査 役   | 飯 嶋 正 明 | 常勤               |
| 監 査 役   | 北 野 雅 教 |                  |
| 監 査 役   | 阿 部 巖   |                  |

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成27年6月25日開催の第58回定時株主総会において、伊東博之氏が取締役に、飯嶋正明、北野雅教及び阿部巖の3氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 平成27年6月25日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって取締役柳田彰、寺田実、常勤監査役高橋誠志、監査役山岸幸男及び三田憲之の5氏が任期満了により退任いたしました。
2. 取締役小野正典氏は、社外取締役であります。また、小野正典氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役飯嶋正明及び北野雅教の両氏は、社外監査役であります。また、飯嶋正明及び北野雅教の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 飯嶋正明氏は、上場企業の経理部門に長く勤務し、常務取締役管理本部長を経験されるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小野正典氏、監査役飯嶋正明氏、北野雅教氏及び阿部巖氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社と取締役小野正典氏、監査役飯嶋正明氏、北野雅教氏及び阿部巖氏は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、賠償責任の限度としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

|                  | 支給人員       | 報酬等の総額                   |
|------------------|------------|--------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1名) | 35,929 千円<br>(3,202 千円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6名<br>(4名) | 15,940 千円<br>(10,945 千円) |
| 合計               | 13名        | 51,869 千円                |

(注) 1. 上記のうち、取締役に対する報酬等の総額に役員退職慰労引当金繰入額1,401千円を含んでおります。

また監査役に対する報酬等の総額に役員退職慰労引当金繰入額1,753千円を含んでおります。

2. 第50回定時株主総会の第5号議案により、取締役の報酬額は年額120百万円以内(総額)、監査役の報酬額は年額24百万円以内(総額)と決定しております。

3. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

|     |      |             |
|-----|------|-------------|
| 取締役 | 小野正典 | 該当事項はありません。 |
| 監査役 | 飯嶋正明 | 該当事項はありません。 |
| 監査役 | 北野雅教 | 該当事項はありません。 |

#### ② 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

|     |      |             |
|-----|------|-------------|
| 取締役 | 小野正典 | 該当事項はありません。 |
| 監査役 | 飯嶋正明 | 該当事項はありません。 |
| 監査役 | 北野雅教 | 該当事項はありません。 |

#### ③ 当事業年度における社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

取締役会には、小野取締役が14回中14回出席し、又平成27年6月に就任した飯嶋監査役と北野監査役が11回中11回出席し、それぞれの立場から、その経験と見識に基づき適宜発言を行っております。監査役会には平成27年6月に就任した飯嶋監査役と北野監査役が12回中12回出席し、監督結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

#### ④ 社外役員が当社子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額 該当事項はありません。

#### ⑤ 社外役員に関する事項の記載内容についての社外役員の意見 該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

藍監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬23百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
23百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び連結子会社として親会社へ報告する財務諸表の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」その他社内規程等に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(ii) 法令、定款、社内規程等を遵守するため、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は「取締役倫理規程」「社員倫理規程」「コンプライアンス基本規程」等を定め、取締役及び執行役員（以下「役員」という。）並びに従業員に周知徹底する。

(iii) 法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため「公益通報者保護規程」により通報窓口を設置し、通報者に不利益が及ばないよう運用する。

(iv) 当社代表取締役社長の直轄の監査室は、「内部統制計画書」に従って当社及び

子会社の監査を行う。

- (v) 反社会的勢力とは一切の関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」を策定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等を定める。
  - (ii) 情報システム管理については、「情報システム運用規程」を定め、情報システムを安全に維持・管理する。
  - (iii) 「電子メール及びインターネットに関するモニタリング規程」を策定し、役員及び従業員に周知徹底する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 「危機（リスク）管理規程」を策定し、当社グループのリスク管理に関する対応方針・体制を定め、リスク管理体制を整備・構築する。
  - (ii) 事業上のリスクとして、製品リスク・信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・情報関連リスク・自然災害リスク等を認識し、それぞれの担当部署において、教育・訓練の実施やマニュアルの作成・配布を行う。
  - (iii) 重大な損失の危険が発生した場合、社長を本部長とする対策本部を立上げ、対応策及び再発防止策の策定・実行を行う
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 執行役員制度を導入し、取締役は8名以内とする。その少数の取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は執行役員（取締役兼務者を含む）が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な業務執行を行う。
  - (ii) 「組織・職務分掌規程」を策定し、当社グループにおける部署及び役職の業務内容や権限・責任を定め、適切かつ効率的な意思決定と職務執行を確保する。
  - (iii) 本部制を導入し、迅速な意思決定と組織の効率化を図る体制を構築する。
  - (iv) 常勤取締役・常勤執行役員・常勤監査役で構成する役員連絡会を原則として週1回開催し、常に情報を共有することで効率的な職務の執行を行う。

- ⑤ 当社及び子会社で構成する企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社の代表取締役は毎月、業務の執行状況及び月次業績を当社の代表取締役及び子会社担当部門長に報告するとともに、経営会議に出席し当社の役職員と情報交換を行うものとする。
  - (ii) 「関連会社業務執行確認規程」を策定し、損失の危険の管理を行うとともに、健全なる経営の継続的發展を図る。
  - (iii) グループ一体経営を推進するとの観点から、取締役及び監査役を派遣することで子会社の取締役会が迅速な意思決定を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
  - (iv) 取締役及び監査役を派遣することで、子会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (i) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法・会計基準その他関係する内外の法令に基づき、有効かつ適切に整備・運用する体制を構築する。
  - (ii) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを、継続的に評価・維持・改善を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を人選する。
  - (ii) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役にかかる業務を優先することとし、当該業務に従事する期間中は、当該使用人への指揮命令権は監査役に属するものとする。
  - (iii) 当該使用人の異動・処遇・人事評価・懲戒等の人事事項については、監査役と事前協議するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役等から報告を受けたものが監査役に報告するための体制
- (i) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告する。
  - (ii) 監査役は、取締役会・役員連絡会・経営会議やその他重要な会議に出席し、経営上の重要な情報の報告を受けるとともに、重要な議事録・稟議書等を閲覧し、必要に応じて役員又は従業員にその説明を求めることができる。



- ⑨ 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 通報者は、「公益通報者保護規程」に基づき、監査役に通報したことを理由として不利益が及ばない体制を確保する。
  - (ii) 内部通報の通報状況については、速やかに監査役に報告を行う。
- ⑩ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、代表取締役に対し独立性を保ち、適正かつ効果的な監査を行える体制とする。
  - (ii) 監査室は、監査の結果を適切な方法により監査役に報告するものとする。
  - (iii) 監査役が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。
- ⑪ 監査役への職務の執行について生じる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役への職務の執行について生じる費用の前払又は償還については、監査役への請求に従い速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及びグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の従業員に対し、必要なコンプライアンスについて、社内研修での説明を行い、法令および定款を厳守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

毎週行われる役員連絡会において、各担当役員よりリスクレビューが実施され全社的な情報共有に努めております。また対応状況についても管理状況等の報告が行われております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施致しました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部            |                  |
|--------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|                    | 千円               |                    | 千円               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,165,256</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>3,184,304</b> |
| 現金及び預金             | 1,698,474        | 支払手形及び買掛金          | 411,821          |
| 受取手形及び売掛金          | 1,571,646        | 電子記録債務             | 423,619          |
| 電子記録債権             | 425,647          | 短期借入金              | 1,131,209        |
| 商品及び製品             | 454,481          | 一年内償還予定の社債         | 22,500           |
| 仕掛品                | 237,354          | 一年内返済予定の長期借入金      | 537,565          |
| 原材料及び貯蔵品           | 470,258          | リース債務              | 52,933           |
| 繰延税金資産             | 86,949           | 未払法人税等             | 32,871           |
| その他の               | 226,518          | 賞与引当金              | 107,622          |
| 貸倒引当金              | △6,075           | その他の               | 464,160          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>4,167,413</b> | <b>固 定 負 債</b>     | <b>2,746,845</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,302,214</b> | 長期借入金              | 991,861          |
| 建物及び構築物            | 738,580          | リース債務              | 188,394          |
| 機械装置及び運搬具          | 526,729          | 役員退職慰労引当金          | 33,016           |
| 土地                 | 1,366,189        | 退職給付に係る負債          | 1,131,587        |
| リース資産              | 226,333          | 再評価に係る繰延税金負債       | 315,133          |
| 建設仮勘定              | 380,421          | その他の               | 86,852           |
| その他の               | 63,959           | <b>負 債 合 計</b>     | <b>5,931,149</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>19,635</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>   |                  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>845,563</b>   | <b>株 主 資 本</b>     | <b>2,878,026</b> |
| 投資有価証券             | 236,109          | 資本金                | 1,277,000        |
| 保険積立金              | 121,415          | 資本剰余金              | 3                |
| 繰延税金資産             | 427,619          | 利益剰余金              | 1,622,397        |
| その他の               | 60,418           | 自己株式               | △21,375          |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>60,728</b>    | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>584,223</b>   |
| 開業費                | 60,385           | その他有価証券評価差額金       | 47,351           |
| 社債発行費              | 343              | 土地再評価差額金           | 735,310          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>9,393,398</b> | 為替換算調整勘定           | △55,206          |
|                    |                  | 退職給付に係る調整累計額       | △143,232         |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>3,462,249</b> |
|                    |                  | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>9,393,398</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額     | 千円        |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 7,159,217 |
| 売上原価            |         | 5,943,376 |
| 売上総利益           |         | 1,215,841 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,316,569 |
| 営業損失            |         | 100,728   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 1,995   |           |
| 受取配当金           | 7,882   |           |
| 補助金収入           | 58,816  |           |
| 受取補償            | 15,848  |           |
| 雑収入             | 36,712  | 121,254   |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 20,987  |           |
| 手形売却損           | 4,242   |           |
| 社債発行費           | 2,058   |           |
| 為替差損            | 11,110  |           |
| 雑損              | 13,075  | 51,474    |
| 経常損失            |         | 30,949    |
| 特別利益            |         |           |
| 投資有価証券売却益       | 22,462  |           |
| 役員退職慰労引当金戻入額    | 20,300  | 42,762    |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産売却損         | 16,846  |           |
| 固定資産除却損         | 3,204   |           |
| 退職給付制度移行損       | 140,190 |           |
| 事業整理損           | 55,818  |           |
| 社会保険料追加負担金      | 25,496  |           |
| 社会員権評価損         | 100     | 241,656   |
| 税金等調整前当期純損失     |         | 229,843   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 84,273  |           |
| 法人税等調整額         | △97,092 | △12,819   |
| 当期純損失           |         | 217,023   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | 217,023   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

|                         | 株 主 資 本   |       |           |         |           |
|-------------------------|-----------|-------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金 | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
|                         | 千円        | 千円    | 千円        | 千円      | 千円        |
| 当 期 首 残 高               | 1,277,000 | 3     | 1,910,828 | △20,404 | 3,167,427 |
| 当 期 変 動 額               |           |       |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |       | △70,579   |         | △70,579   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失         |           |       | △217,023  |         | △217,023  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |       |           | △970    | △970      |
| 土地再評価差額金の取崩             |           |       | △827      |         | △827      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |       |           |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —     | △288,430  | △970    | △289,401  |
| 当 期 末 残 高               | 1,277,000 | 3     | 1,622,397 | △21,375 | 2,878,026 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |                  |             |                    |                    |                                  | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------------|------------------|-------------|--------------------|--------------------|----------------------------------|-----------|
|                         | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰<br>ハ<br>ッ<br>損 | 延<br>シ<br>益 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係<br>る<br>調 整 累 計 額 |           |
|                         | 千円                     | 千円               | 千円          | 千円                 | 千円                 | 千円                               | 千円        |
| 当 期 首 残 高               | 116,908                | △333             | 713,474     | 65,615             | △138,579           | 757,086                          | 3,924,513 |
| 当 期 変 動 額               |                        |                  |             |                    |                    |                                  |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                        |                  |             |                    |                    |                                  | △70,579   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失         |                        |                  |             |                    |                    |                                  | △217,023  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                        |                  |             |                    |                    |                                  | △970      |
| 土地再評価差額金の取崩             |                        |                  |             |                    |                    |                                  | △827      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △69,557                | 333              | 21,836      | △120,822           | △4,652             | △172,863                         | △172,863  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △69,557                | 333              | 21,836      | △120,822           | △4,652             | △172,863                         | △462,264  |
| 当 期 末 残 高               | 47,351                 | —                | 735,310     | △55,206            | △143,232           | 584,223                          | 3,462,249 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部          |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|                 | 千円               |                  | 千円               |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,526,712</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,764,831</b> |
| 現金及び預金          | 548,853          | 支払手形             | 106,703          |
| 受取手形            | 65,193           | 買掛金              | 333,214          |
| 売掛金             | 1,239,295        | 電子記録債務           | 423,619          |
| 電子記録債権          | 425,647          | 短期借入金            | 800,000          |
| 商品及び製品          | 346,771          | 一年内償還予定の社債       | 22,500           |
| 仕掛品             | 154,262          | 一年内返済予定の長期借入金    | 433,095          |
| 材料及び貯蔵品         | 421,259          | 未払費用             | 227,929          |
| 繰延税金資産          | 41,558           | 未払法人税等           | 9,892            |
| 関係会社短期貸付金       | 143,574          | 関係会社預り金          | 159,000          |
| その他の貸倒引当金       | 142,202          | 賞与引当金            | 46,074           |
|                 | △1,906           | その他の負債           | 202,803          |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,962,427</b> | <b>固定負債</b>      | <b>1,966,152</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,136,741</b> | 長期借入金            | 683,685          |
| 建物              | 335,925          | 退職給付引当金          | 689,500          |
| 構築物             | 10,988           | 役員退職慰労引当金        | 26,536           |
| 機械装置及び運搬具       | 292,197          | 再評価に係る繰延税金負債     | 315,133          |
| 工具器具備品          | 57,601           | その他の負債           | 251,297          |
| 土地              | 1,159,081        | <b>負債合計</b>      | <b>4,730,983</b> |
| リース資産           | 193,230          | <b>純資産の部</b>     |                  |
| 建設仮勘定           | 87,716           | <b>株主資本</b>      | <b>1,977,871</b> |
|                 | 9,355            | 資本金              | 1,277,000        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,355</b>     | 資本剰余金            | 3                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,816,330</b> | その他の資本剰余金        | 3                |
| 投資有価証券          | 227,445          | <b>利益剰余金</b>     | <b>722,242</b>   |
| 関係会社株式          | 229,789          | 利益準備金            | 63,957           |
| 関係会社出資金         | 543,872          | その他利益剰余金         | 658,285          |
| 関係会社長期貸付金       | 372,669          | 別途積立金            | 460,000          |
| 繰延税金資産          | 274,466          | 繰越利益剰余金          | 198,285          |
| その他の貸倒引当金       | 174,194          | <b>自己株式</b>      | <b>△21,375</b>   |
| 投資損失引当金         | △5,733           | 評価・換算差額等         | 780,628          |
| 貸倒引当金           | △372             | その他有価証券評価差額金     | 45,317           |
| <b>繰延資産</b>     | <b>343</b>       | <b>土地再評価差額金</b>  | <b>735,310</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,489,483</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>2,758,499</b> |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>7,489,483</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
|                         | 千円      | 千円        |
| 売 上 高 価                 |         | 6,736,111 |
| 売 上 原 価                 |         | 5,948,216 |
| 売 上 総 利 益               |         | 787,894   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 991,364   |
| 営 業 損 失                 |         | 203,469   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 5,071   |           |
| 受 取 配 当 金               | 168,090 |           |
| 設 備 賃 貸 料               | 21,382  |           |
| 補 助 金 収 入               | 10,000  |           |
| 受 取 補 償 金 入             | 15,848  |           |
| 雑 収 入                   | 11,420  | 231,813   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 13,079  |           |
| 設 備 賃 貸 費 用             | 18,171  |           |
| 為 替 差 損 失               | 30,588  |           |
| 雑 損 失                   | 18,921  | 80,762    |
| 経 常 損 失                 |         | 52,419    |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 22,462  |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 3,872   |           |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額 | 20,300  | 46,634    |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 16,846  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 3,196   |           |
| 退 職 給 付 制 度 移 行 損       | 140,190 |           |
| 事 業 整 理 損               | 55,818  | 216,052   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 221,836   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 36,516  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △93,316 | △56,799   |
| 当 期 純 損 失               |         | 165,036   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

|                     | 株 主 資 本         |           |               |
|---------------------|-----------------|-----------|---------------|
|                     | 資 本 金           | 資 本 剰 余 金 |               |
|                     |                 | その他資本剰余金  | 資 本 剰 余 金 計 合 |
| 当 期 首 残 高           | 千円<br>1,277,000 | 千円<br>3   | 千円<br>3       |
| 当 期 変 動 額           |                 |           |               |
| 剰 余 金 の 配 当         |                 |           |               |
| 当 期 純 損 失           |                 |           |               |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                 |           |               |
| 土地再評価差額金の取崩         |                 |           |               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |                 |           |               |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —               | —         | —             |
| 当 期 末 残 高           | 1,277,000       | 3         | 3             |

|                     | 株 主 資 本      |               |               |               |               |                 |
|---------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
|                     | 利 益 剰 余 金    |               |               |               | 自 己 株 式       | 株 主 資 本 計 合     |
|                     | 利 益 準 備 金    | その他利益剰余金      |               | 利 益 剰 余 金 計 合 |               |                 |
| 別 途 積 立 金           |              | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 剰 余 金 計 合     |               |               |                 |
| 当 期 首 残 高           | 千円<br>56,899 | 千円<br>460,000 | 千円<br>441,786 | 千円<br>958,686 | 千円<br>△20,404 | 千円<br>2,215,285 |
| 当 期 変 動 額           |              |               |               |               |               |                 |
| 剰 余 金 の 配 当         | 7,057        |               | △77,637       | △70,579       |               | △70,579         |
| 当 期 純 損 失           |              |               | △165,036      | △165,036      |               | △165,036        |
| 自 己 株 式 の 取 得       |              |               |               |               | △970          | △970            |
| 土地再評価差額金の取崩         |              |               | △827          | △827          |               | △827            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |              |               |               |               |               |                 |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 7,057        | —             | △243,501      | △236,443      | △970          | △237,414        |
| 当 期 末 残 高           | 63,957       | 460,000       | 198,285       | 722,242       | △21,375       | 1,977,871       |

|                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |          |            | 純資産合計     |
|-----------------------|-----------------|---------|----------|------------|-----------|
|                       | その他有価証券評価差額金    | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
|                       | 千円              | 千円      | 千円       | 千円         | 千円        |
| 当 期 首 残 高             | 114,304         | △333    | 713,474  | 827,445    | 3,042,730 |
| 当 期 変 動 額             |                 |         |          |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当           |                 |         |          |            | △70,579   |
| 当 期 純 損 失             |                 |         |          |            | △165,036  |
| 自 己 株 式 の 取 得         |                 |         |          |            | △970      |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩 |                 |         |          |            | △827      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)   | △68,986         | 333     | 21,836   | △46,816    | △46,816   |
| 当 期 変 動 額 合 計         | △68,986         | 333     | 21,836   | △46,816    | △284,231  |
| 当 期 末 残 高             | 45,317          | —       | 735,310  | 780,628    | 2,758,499 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

東京コスモス電機株式会社  
取締役会 御中

監 査 法 人  
指 定 社 員 公認会計士 古 谷 義 雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 小 林 新 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京コスモス電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京コスモス電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 連結注記表（会計方針の変更）（作業くず売却益の会計処理方法の変更）に記載のとおり、会社及び連結子会社は、当連結会計年度より作業くず売却益の会計処理方法を変更している。
2. 連結注記表（追加情報）（退職給付制度間の移行）に記載のとおり、会社は、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、退職給付制度移行損を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

東京コスモス電機株式会社  
取締役会 御中

監 査 法 人

指 定 社 員

公認会計士 古 谷 義 雄 ㊟

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士 小 林 新 太 郎 ㊟

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京コスモス電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 個別注記表（会計方針の変更）（作業くず売却益の会計処理方法の変更）に記載のとおり、会社は、当事業年度より作業くず売却益の会計処理方法を変更している。
2. 個別注記表（追加情報）（退職給付制度間の移行）に記載のとおり、会社は、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、退職給付制度移行損を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 東京コスモス電機株式会社 | 監査役会    |   |
| 常勤監査役（社外監査役） | 飯 嶋 正 明 | ㊦ |
| 社外監査役        | 北 野 雅 教 | ㊦ |
| 監査役          | 阿 部 巖   | ㊦ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

利益配分につきましては、連結業績を重視し将来の会社を取り巻く環境なども勘案しながら実施してまいります。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 3 円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は47,035,170円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1.変更の理由

当社は、現行の監査役会設置会社においても内部統制システムはじめコーポレート・ガバナンス体制は整備されているものと認識しておりますが、東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードが平成27年6月1日から適用開始されたことを踏まえ、監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会によるモニタリング機能の強化、取締役会が取締役に一定の重要な業務執行の決定を委任することによる意思決定の迅速化などの実現に向け、柔軟な機関設計を可能とする監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、当社の商号の英文表記を新たに定めるため、現行定款1条を変更するものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                    | 変 更 案                                                                                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>(商号)<br>第1条 当社は東京コスモス電機株式会社と称する。 | 第1章 総則<br>(商号)<br>第1条 当社は東京コスモス電機株式会社と称し、 <u>英文ではTokyo Cosmos Electric Co.,Ltd.と表示する。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条～第18条 (条文省略)<br/> <u>(取締役会の設置)</u><br/> 第19条 当社は、取締役会を置く。<br/> (取締役の員数)<br/> 第20条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)<br/> 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)<br/> 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会<br/> (2) 監査等委員会<br/> (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)<br/> (削除)</p> <p>(取締役の員数)<br/> 第20条 当社の取締役 (監査等委員である者を除く。) は8名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)<br/> 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役 (監査等委員である取締役を含む。) の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役 (監査等委員である取締役を含む。) の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)<br/> 第22条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会を招集するには会日より5日前までに各取締役および各監査役に通知を発する。ただし緊急の必要がある場合には更にこれを短縮することができる。</p>                    | <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会を招集するには会日より5日前までに各取締役に通知を発する。ただし緊急の必要がある場合には更にこれを短縮することができる。</p>                                                                       |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                 | <p><u>2 取締役全員の同意のある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役への重要な業務執行の委任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u><br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。<br/>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は4名以内とする。<br/>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u><br/>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。<br/>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u><br/>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                         | 変 更 案                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| (常勤監査役)                                                                                                         | (削除)                             |
| 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。                                                                                  |                                  |
| (監査役会の招集通知)                                                                                                     | (削除)                             |
| 第37条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合には更にこれを短縮することができる。                                           |                                  |
| (監査役会の決議の方法)                                                                                                    | (削除)                             |
| 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                                                   |                                  |
| (監査役会の議事録)                                                                                                      | (削除)                             |
| 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。                                          |                                  |
| (監査役会規則)                                                                                                        | (削除)                             |
| 第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。                                                         |                                  |
| (監査役の責任免除)                                                                                                      | (削除)                             |
| 第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 |                                  |
| (監査役の報酬等)                                                                                                       | (削除)                             |
| 第42条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。                                                                                    |                                  |
| 第43条～第45条 (条文省略)<br>(会計監査人の報酬等)                                                                                 | 第35条～第37条 (現行どおり)<br>(会計監査人の報酬等) |



| 現行定款                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第47条～第49条（条文省略）<br/>（新設）</p> | <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第41条（現行どおり）<br/>附則<br/><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u><br/>当社は第59回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <p>たか ほん びん み<br/>高橋 秀実<br/>(昭和23年12月3日)</p> | <p>昭和47年4月 ㈱東京銀行（現 ㈱三菱東京UFJ銀行）入行</p> <p>平成9年7月 ㈱東京三菱銀行（現 ㈱三菱東京UFJ銀行）審査第三部長</p> <p>平成11年8月 同行ポートランド支店長</p> <p>平成14年6月 東銀リース㈱執行役員、大阪支店長</p> <p>平成19年3月 中越テック㈱代表取締役社長</p> <p>平成25年6月 当社取締役企画部・経理部・総務部担当</p> <p>平成26年2月 代表取締役社長企画部・総務部・経理部統括</p> <p>平成26年6月 代表取締役社長 管理本部長（現）<br/>[選任理由]<br/>同氏は平成26年2月に代表取締役に就任以来、他社での豊富な経営経験を生かしつつ、電子部品メーカーとしての当社の経営理念を実践し積極的な事業戦略を推進して、当社の今後の発展のための基盤を構築してまいりました。今後も中期経営計画の達成および当社グループの持続的な成長のために必要不可欠な人材であると判断しましたので、同氏を引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 10,000株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | いの せ よし のり<br>猪 瀬 好 則<br>(昭和25年2月21日)  | <p>昭和48年8月 当社入社</p> <p>平成7年4月 技術開発部第一技術ユニット素子技術グループリーダー</p> <p>平成10年10月 開発部マネージャー</p> <p>平成13年4月 開発部ゼネラルマネージャー</p> <p>平成19年6月 取締役、白河コスモス電機(株)代表取締役社長</p> <p>平成21年6月 取締役技術開発部・品質保証部担当</p> <p>平成26年2月 代表取締役常務技術開発部・生産管理部・資材部統括</p> <p>平成26年6月 代表取締役常務 生産本部長 (現)</p> <p>[選任理由]</p> <p>同氏は長年にわたり、当社の「モノづくり」の中核である開発部門に従事し平成26年2月、代表取締役常務生産本部長就任以来、グループ全社の開発・生産部門の業務執行にリーダーシップを発揮される一方、代表取締役として会社の持続的発展に寄与してまいりました。現在、当社の今後の発展に大きく寄与する大型開発案件の成功に必要な不可欠な人材であると判断しましたので、引き続き同氏を取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 30,000株        |
| 3         | むら かみ ひろ はる<br>村 上 博 治<br>(昭和32年8月10日) | <p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成9年7月 技術部通産設計グループリーダー</p> <p>平成15年6月 技術部CTPユニットマネージャー</p> <p>平成19年9月 技術部ゼネラルマネージャー</p> <p>平成20年9月 技術開発部ゼネラルマネージャー</p> <p>平成24年6月 取締役技術開発部担当</p> <p>平成26年2月 取締役技術開発部・品質保証部・監査室担当</p> <p>平成26年6月 取締役 生産本部副本部長 (現)</p> <p>[選任理由]</p> <p>同氏は長年にわたり、技術部門に従事し、当社の製品開発と品質向上に貢献されました。現在、その豊富な知識と経験を生かして経営戦略を実践するとともに、販売部門に対する技術的サポートを通じて、関係先から当社製品への信頼を勝ち得ております。同氏は、当社の持続的な発展のために大きく寄与する人材であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>                                              | 12,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)       | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 伊東博之<br>(昭30年5月3日) | 昭和53年4月 三菱商事(株)入社<br>平成5年12月 台湾三菱商事会社チームリーダー<br>平成8年6月 三菱商事(株)無機化学品部チームリーダー<br>平成12年6月 同社中部支社化学品部部長代行<br>平成16年7月 同社東北支社化学品チームリーダー<br>平成20年5月 Thai Chemical Corporation Ltd 取締役社長<br>平成27年5月 当社営業本部理事<br>平成27年6月 取締役 営業本部長 (現)<br>[選任理由]<br>同氏は三菱商事(株)における豊富な経験から培った国際的な営業センスと人脈を生かし、当社の営業本部長としての職務を遂行しております。電子部品メーカーにとって、新たな取引先の開拓および製品用途の開発は企業の存続を決する重要な項目であり、同氏は今後も経営者の視点から営業部門をより強化させることができる人材であると判断しましたので、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | 5,000株     |

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 飯嶋正明<br>(昭30年4月17日) | 昭和55年4月 日本製靴(株)(現(株))リーガルコーポレーション)入社<br>平成9年2月 同社システム部長兼経理部副部長<br>平成16年6月 同社取締役管理副本部長兼経理部長<br>平成19年6月 同社常務取締役管理本部長<br>平成23年5月 (株)卑弥呼総務部マネージャー<br>平成27年6月 当社常勤監査役(現)<br>[選任理由]<br>同氏は、常勤監査役として取締役の職務執行を監査する為の、豊富な経験と財務及び会計に関する知見を有しています。今後 監査等委員である取締役として責務を遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。 | 0株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | おののり<br>小野正典<br>(昭和23年8月27日) | 昭和50年4月 第二東京弁護士会登録<br>昭和55年4月 神谷町総合法律事務所パートナー<br>平成13年8月 東京リベルテ法律事務所パートナー(現)<br>平成14年4月 第二東京弁護士会副会長、東京簡易裁判所民事調停委員(現)<br>平成19年2月 最高裁判所刑事規則制定諮問委員(現)<br>平成23年6月 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会委員(現)<br>平成26年6月 当社取締役(現)<br>[選任理由]<br>同氏は、取締役としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。今後は法律の専門家として高度な知識をもって監査等委員である取締役として責務を遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。 | 0株         |
| 3     | きたのり<br>北野雅教<br>(昭和27年8月26日) | 昭和50年4月 伊藤忠商事(株)入社<br>平成14年4月 伊藤忠(中国)集团有限公司経営企画部長<br>平成16年4月 伊藤忠商事(株)中国経営企画部長<br>平成18年4月 伊藤忠(中国)集团有限公司総経理<br>平成20年4月 伊藤忠商事(株)審議役中国総代表補佐<br>平成23年6月 シーアイ化成(株)常勤監査役<br>平成27年6月 当社監査役(現)<br>[選任理由]<br>同氏は、監査役として取締役の職務執行を監査する為の、監査経験をもち、海外事情にも詳しい知見を有しています。今後 監査等委員である取締役として責務を遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。                                    | 0株         |
| 4     | あべいわお<br>阿部巖<br>(昭和22年6月10日) | 平成2年4月 中津コスモス電機(株)入社<br>平成7年7月 同社取締役工場長<br>平成14年6月 当社取締役開発部・技術部・品質保証部担当<br>平成21年6月 当社取締役退任 白河コスモス電機(株)代表取締役社長<br>平成27年6月 当社監査役(現)<br>[選任理由]<br>同氏は、監査役として取締役の職務執行を監査する為の、当社取締役及び子会社の社長としての豊富な経験と高度な知識を有しています。今後 監査等委員である取締役として責務を遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。                                                                               | 4,000株     |

- 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.取締役候補者飯嶋正明氏、小野正典氏、北野雅教氏は、社外取締役候補者であります。なお、3名は、株式会社東京証券取引所に基づく独立役員として届け出ております。なお社外取締役の独立性判断基準はインターネット上の当社ウェブサイトに記載されておりますのでご参照ください。

- 3.小野正典氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
また飯嶋正明氏と北野雅教氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- 4.3名は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
- 5.3名は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 6.3名は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他に準ずるものではありません。
- 7.3名は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- 8.当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員である取締役候補者4名との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意で重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項に定める金額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、監査等委員である取締役候補者4名が選任された場合は、引き続き会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を継続する予定であります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第50回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、改めて同額の年額120百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、現在の取締役は5名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額24百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

### 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することにより監査役を退任される飯嶋正明氏、北野雅教氏、阿部巖氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名                                  | 略 歴                        |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 飯嶋正明<br><small>い いい じま まさ あき</small> | 平成27年6月<br>(現在に至る) 当社常勤監査役 |
| 北野雅教<br><small>きた の まさ のり</small>    | 平成27年6月<br>(現在に至る) 当社監査役   |
| 阿部巖<br><small>あ べ いわお</small>        | 平成27年6月<br>(現在に至る) 当社監査役   |

以上

# 株主総会会場ご案内図

神奈川県座間市緑ヶ丘1丁目1番2号  
ハーモニーホール座間 2階大会議室  
電話 046-255-1100

